

『批准証書』 と 『営業許可書』

中国では複数の政府機関より実に多くの書類（資料）の発行を受けます。その中でも、現地法人の設立・経営に際して最も基本的かつ重要な書類とされるのは、『批准証書』と『営業許可書』といえますが、その内容を正確に把握されていない方々もみられます。

今回は『批准証書』と『営業許可書』の内容について説明します。

《批准証書と営業許可書》

		批准証書	営業許可書
中国語名称		批准証書	営業執照
発行機関（政府）		人民政府（投資規模に応じた各レベルの商務部門が許可権限）	工商行政管理局（工商局）
文書の意義		投資許可書	営業登記書（経営許可書）
主な記載内容	会社名称	○	○
	登録住所	○	○
	登録資本金	○	○
	総投資額	○	—
	投資者	○	○
	法定代表者名	—	○
	経営範囲	○	○
	経営年限	○	—
	経営期間	—	○

（1）批准証書

外国人（自然人）もしくは外国企業（以下、「外国企業等」とします。）が中国に投資を行い、現地法人の設立・経営をすることは“原則として”禁止されています。このように表現すると多くの方は驚かれるかもしれませんが、ただし、完全に禁止されているわけではなく、法律上定められた手続により“許可”を受ければ、それが可能となります。批准証書とは、まさに政府からこの“許可”を取得したことの証明書を意味します。

批准証書には、上記《批准証書と営業許可書》のように、“許可”された範囲が記載されています。外国企業等は、この“許可”された範囲内において、中国に投資をすることが認められることとなります。

（2）営業許可書（営業執照）

営業許可書は、中国国内で経営活動を行う主体としての登記証かつ許可書です。中国国内で経営活動を行うためには、この営業許可書を取得する必要があります。これは外国企業等が中国へ投資して設立した現地法人（外資企業）に限った話ではなく、中国人が投資して設立した法人（内資企業）であっても、中国人が個人で経営を行う場合（個人経営者）であっても、中国国内で経営活動を行うためには、必ずこの登記が必要になるというものです。なお、この営業許可書を発行する機関が工商行政管理局（工商局）ですので、この手続きは一般的に「工商登記」と呼ばれています。

以上のように、『批准証書』は外国から中国国内への投資に対する許可書であり、一方、『営業許可書』は中国国内での営業（経営）に対する許可書といえます。したがって、外国からの投資により設立される現地法人は、『批准証書』がなければ『営業許可書』の取得はできませんし、『批准証書』にて許可された範囲外の経営に対して『営業許可書』を受けることも不可能となります。